

受注型企画旅行取引条件説明書

旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面

本取引条件説明書面に記載のない事項は、標準旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

株式会社 ねぎぼうず 本社営業所
〒949-2106 新潟県妙高市田口1456-7
新潟県知事登録旅行業 第3-308号
旅行業務取扱管理者 村田耕蔵 大矢かおる
電話 0255-87-3920 E-mail info@negibozu.net
外務員氏名

受注型企画旅行契約

受注型企画旅行契約とは、当社がお客様のご依頼により、ご旅行の日程、目的地、お客様がサービスを受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払う旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する契約をいいます。

旅行のお申込み方法

- ① 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みます。お客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、別に定める申込金とともに提出していただきます。
- ② 当社は団体、グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行の申込があった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- ③ 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- ④ 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- ⑤ 学校等団体において18歳未満の児童生徒を含む団体は親権者の同意が得られていることを前提として旅行をお引き受けいたします。
- ⑥ 特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様に講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担といたします。

契約の成立

- ① 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- ② 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受け付けることがあります。この場合、旅行引受書をお渡したときに成立するものとします。
- ③ 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に対して支払う金銭の一部に充当します。

契約書面の交付

当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

確定書面の交付

- ① 当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊期間等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日(旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日目に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。
- ② 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は確定書面に記載するところに特定されます。
- ③ コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合は旅行の企画書面に記載します。

旅行代金

- ① 旅行代金の額、お支払期日は、旅行の企画書面に記載します。
- ② 当社は、利用する運送期間の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定さ

れる程度を大幅に越えて増額または減額されるときはその増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

- ③ 当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始前に企画料金、取消料を支払うことなく契約を解除することができます。旅行代金を減額する場合は、運賃、料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- ④ 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

契約内容の変更と旅行代金の変更

- ① お客様から契約内容の変更の求めがあったとき当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- ② 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

旅行契約の解除・払戻

- (1) 取消料をいただく場合
① お客様は、企画書面記載の企画料金または取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料率は別表-1をご覧ください。
- (2) 取消料をいただかない場合
① 旅行契約内容に別表-2左欄に掲げるものその他重要な変更が行なわれたとき。
② 旅行代金が増額されたとき。但し、お客様から契約内容の変更のお求めがあった場合を除きます。
③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
④ 当社が、お客様に期日までに確定書面を交付しなかったとき。
⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
⑥ お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することが出来なくなった部分の契約を解除することが出来ます。
⑦ 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (3) 契約解除のお申し出の受付は当社の営業時間内とします。

お客様の交替

お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することが出来ます。この場合、お客様一名当り 円の手数料をお支払いいただきます。

保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

当社の責任

当社が、お客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償限度額は15万円(但し、当社に來い又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次の場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

特別補償

当社は、お客様が旅行参加中に、急激且つ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)を支払います。但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行なわれない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、旅行参加中とはいたしません。

旅程保証

旅行日程に別表-2左欄に掲げる変更が行なわれ場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約について変更補償金の額が1,000円未満の場合、変更補償金は支払いません。

お客様の責任

- ① お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- ② お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社連絡先までご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

旅行業務取扱管理者

お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。